

# ISACA 日本支部合同理事会規定

## 第1章 総 則

### 第1条（定義）

ISACA 日本支部合同理事会（以下、合同理事会）は、日本で活動する ISACA 各支部の代表によって構成される。

### 第2条（目的）

合同理事会の目的は、ISACA の日本国内における統一活動を代表し、各支部において、協力すべき事項、意志統一を必要とする事項等の審議と決定を行う。

## 第2章 合同理事会

### 第3条（構成）

合同理事会の構成員は、東京支部の理事会並びに支部運営会議メンバー、及びその他の支部の理事とする。

2. 国際本部の Vice President が支部に所属している場合は、合同理事会の構成員となる。
3. 合同理事会は、アドバイザーリーコミッティの委員あるいは外部の専門家から顧問を選任し、審議事項について助言を受けることができる。顧問は議決権を有しない。

### 第4条（合同理事会の開催）

合同理事会の招集は、担当支部の会長が行う。担当支部会長に事故ある時は、担当支部の副会長が行う。

2. 合同理事会の議長は、担当支部の会長が行う。担当支部会長に事故ある時は、互選で議長を決定する。
3. 合同理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
4. 合同理事会の決定は、特別に定めのある場合を除き、出席者の多数決による。ただし、東京支部の支部運営会議メンバーの内、各委員会の投票権は1（原則、委員長。副委員長は参加権のみ）とする。
5. 合同理事会への参加は、委任状によることができる。
6. 合同理事会にかかわる事務処理手続は、担当支部が行う。
7. 合同理事会の議事録は担当支部が作成する。
8. 合同理事会の開催は、10日前までに文書で通知する。
9. 議長が適切と認めた場合は、書面による合同理事会を開催できる。

### 第5条（合同理事会の決定事項）

各支部は、合同理事会における決定事項を遵守しなければならない。

### 第6条（定期合同理事会）

定期合同理事会は、年に一回以上開催する。

2. 定期合同理事会の担当は、各支部持ち回りで行う。

3. 定期合同理事会では、以下の項目について審議を行う。

- 1) 会費額の決定と徴収方法
- 2) CISA、CISM 及び CGEIT のプロモーション方針
- 3) 日本地区 CISA、CISM 及び CGEIT のコーディネーターの選任
- 4) コントロールコミュニティの編集・発行方針
- 5) 基準の翻訳・編集・発行方針
- 6) 支部共通活動及びその費用分担

#### **第7条（臨時合同理事会）**

臨時合同理事会は、一つ以上の支部から特定の議題について要求があった時に開催する。

2. 臨時合同理事会の担当支部は、各支部の会長が協議し、決定する。

### **第3章 タスクチーム**

#### **第8条（目的）**

合同理事会は、特定の事項について検討を行うタスクチームを設け、合同理事会に報告させることができる。

#### **第9条（選任）**

タスクチームの人選は、合同理事会が行なう。

#### **第10条（結果報告）**

合同理事会は、タスクチームの検討結果の報告を受け、これを審議する。

### **第4章 規定の改廃**

#### **第11条（規定改廃の提案者）**

各支部の会長は、規定の改廃を提案することができる。

#### **第12条（改廃の手続）**

担当支部は、改廃の提案があった場合には、次の合同理事会の20日前までに、各支部会長に対して文書で改廃理由と改廃案を通知する。

#### **第13条（規定改廃の決定）**

規定の改廃は、合同理事会の3分の2以上の賛成により決定し、全ての支部理事会での承認をもって発効する。

付則 この規定は、2009年3月7日より発効する。